

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	難波津丸主機関遠隔操縦装置修繕	39:船舶・航空機・鉄道	東邦ヤンマーテック(株)	3,113,000	令和6年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	回転計撓軸ほか28点買入	39:船舶・航空機・鉄道	東邦ヤンマーテック(株)	4,950,000	令和6年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

難波津丸主機関遠隔操縦装置修繕

2 契約の相手方

東邦ヤンマーテック株式会社

3 随意契約理由

本件は、作業船「難波津丸」の主機関遠隔操縦装置の修繕を行うものである。主機関遠隔操縦装置とは、操舵室にて主機関及び推進装置（スクリュープロペラ）を遠隔操縦制御するものであり、主機関の回転数増減や前後進切替といった操作指令、センサー等の検出器による異常の確認、主機関・推進装置の制御を行うものである。

修繕に関しては、制御内容や機器の性質を理解した上で修繕箇所を確実に履行しなければならず、それには製造会社固有の知識を有している必要がある。

本装置の製造会社であるヤンマーパワーテクノロジー株式会社は、当局に納入した機関の技術サービスに関して、上記業者を唯一の代理店として委任している。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課(機械)

随意契約理由書

1 案件名称

回転計撓軸ほか28点買入

2 契約の相手方

東邦ヤンマーテック 株式会社

3 随意契約理由

本件調達物品は、船舶「難波津丸」の機関（ヤンマーパワーテクノロジー株式会社製：M200-DN）の修繕に使用するものである。

当該機関の修繕に使用する部品等については、汎用製品はなく、当該機関の製造メーカーであるヤンマーパワーテクノロジー株式会社でのみ設計・製造されており、使用する部品は同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品で取替えることが機関の機能を発揮するうえで不可欠である。

なお、ヤンマーパワーテクノロジー株式会社は、当該機関にかかる部品等の来歴管理、販売、納入等を唯一東邦ヤンマーテック株式会社へ委任していることから、本件の履行が可能な者は東邦ヤンマーテック株式会社のみである。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課(機械)